

申請にあたっての注意事項

1. 契約・発注・着工は交付決定日以降に行ってください



すでに工事が終わっていたり納品・支払いが済んでいる事業は**補助金交付の対象外**となります。

2. 必ず正しいメールアドレスをご記入ください



交付決定通知書等の重要書類は申請者本人のみ送付されますので、必ず申請者本人に届くメールアドレスをご記入ください。

3. 必要提出書類・図面をご確認ください



不足している場合は**申請書を受理できません**ので、公募要領にて必要な書類・図面をご確認ください。

4. 申請書類はE-mailにてご提出ください



- ご提出いただく書類の送付先アドレスは **jisedai-shinsei@sii.or.jp** です。
- ファイルの容量が大きく送信できない場合は、複数に分けてご提出ください。

5. 申請時に各条件をご確認ください



1

事業改修区分ごとの申請可能な住宅区分は、右の表をご確認ください。

事業改修区分	申請可能な住宅区分
外張り断熱	戸建住宅
内張り断熱※1	戸建住宅・集合住宅
窓断熱※1	戸建住宅

※1 賃貸住宅の申請も条件を満たせば可能です。詳しくは公募要領をご確認ください。

2

申請者は改修する住宅の所有者で、その住宅に居住している必要があります（賃貸は除く）。



6. 補助対象が重複する国の他の補助事業との併用はできません



公募要領21ページ「4.他の補助事業との調整」をご確認ください。

交付決定後の注意事項

—実績報告書とアンケートについて—



実績報告書とは

工事・支払い完了後にご提出いただく、工事実施の確認と審査を行うための書類です。

1. 必ずSIIのホームページで公表している様式にて、書類をご提出ください

◆ 出荷証明書・施工証明書・設置完了証明書

◆ 実績報告確認写真

着工前と改修後の写真が必要となります。

気をつけるポイント

- 工事用黒板アプリなどの使用は不可！
- 着工前写真は、交付決定日以降に撮影すること。
- 交付決定番号を記入したボード等と一緒に撮影すること。

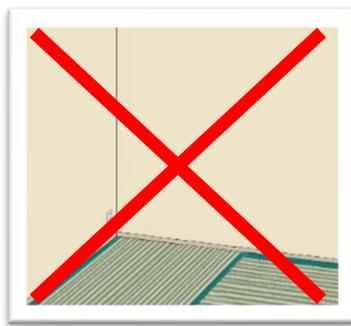


着工前写真とは

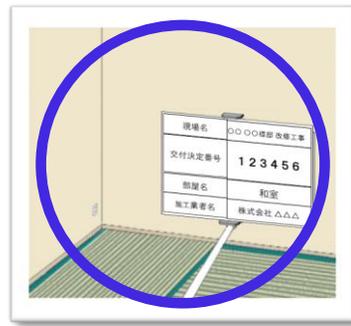
内装や内壁を解体・撤去する前の状態を、カラーで撮影した写真です。



内装の壁紙が剥がされて解体に着手している



交付決定番号が分かるボード等が入っていない



改修部位・交付決定番号が鮮明に確認できる

詳細につきましては、交付決定後に届く事務取扱説明書をご確認ください。

2. 定期報告アンケートをご提出ください

2024年1月(予定)に申請者へアンケートをメールにて送付いたします。

本事業の要件となりますので、必ずご提出をお願いいたします。



ご不明点などがございましたら、お気軽にお問い合わせください